

# 千葉県道路交通法施行細則（現行）（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公安委員会に提出する申請書等の経由先等）

第2条 法、令及び施行規則の規定により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請又は届出（以下「申請等」という。）を行おうとする者（以下「申請者等」という。）は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を当該申請者等の住所地又は申請等の対象となる当該申請者等の使用に係る施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経て、公安委員会に提出して行わなければならない。

（1） 令第13条第1項第1号又は第1号の2に規定する自動車の届出

（2） 法第59条第2項に規定する牽（けん）引の許可の申請

（3） 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任又は解任の届出

2 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を署長を経て公安委員会に提出して行わなければならない。

（1） 法第45条の2第1項に規定する普通自動車の届出

（2） 法第45条の2第2項に規定する高齢運転者等標章の交付の申請

（3） 法第45条の2第3項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請

（4） 施行規則第6条の3の3に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出

3 法第45条の2第4項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、当該高齢運転者等標章を署長を経て公安委員会に返納しなければならない。

4 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、視力（深視力を含む。）が施行規則第23条の表の視力の項に定める基準未満であることを理由として付されるもの（以下「眼鏡等の条件」という。）を除く。）を付されている者が第4号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。

（1） 法第89条に規定する免許の申請であつて法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に係るもの

（2） 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（以下「免許証の記載事項の変更届出」という。）

（3） 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請（以下「免許証の再交付申請」という。）

（4） 法第101条第1項又は法第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請（以下「免許証の更新申請」という。）（別表第1に掲げる警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者に係る申請にあつては、次に掲げる者の申請に限る。）

ア 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）

イ 法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者

ウ 法第101条の3第1項ただし書に規定する講習を受ける必要がないものとして政令で定める者

(5) 法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請（同項に規定する申出を含む。以下「免許の取消し申請」という。）

(6) 法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付の申請（以下「証明書の交付申請」という。）

(7) 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出（以下「証明書の記載事項の変更届出」という。）

(8) 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請（以下「証明書の再交付申請」という。）

5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、眼鏡等の条件を除く。）を付されている者が第3号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。

(1) 免許証の記載事項の変更届出

(2) 免許証の再交付申請

(3) 申請者等が優良運転者である場合における免許証の更新申請

(4) 免許の取消し申請

(5) 証明書の交付申請

(6) 証明書の記載事項の変更届出

(7) 証明書の再交付申請

6 第4項に定めるもののほか、申請者等が公安委員会以外の都道府県公安委員会が管轄する区域に住所地を有する優良運転者である場合にあつては、免許証の更新申請については、千葉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長又は流山運転免許センター長（以下「運転免許課長等」という。）を経て当該免許の更新申請を当該優良運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うことができる。

（交通規制の効力）

第2条の2 法第4条第1項前段の規定による交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあつてはこれを設置したときに発生するものとする。

2 前項の交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあつてはこれを撤去したときに消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由により一時的に交通規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

（交通規制の対象から除く車両）

第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除

く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 道路標識等による規制（高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制（令第27条の2に規定するものにおける規制を除く。）及び法第46条の道路標識による停車可又は駐車可の規制を除く。）の対象から除く車両は、次のとおりとする。

ア 警衛列自動車

イ 警護列自動車

- (2) 最高速度の規制の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車（高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える速度で進行するものを除く。）とする。

- (3) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いた同項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部の補助標識に「指定車を含む」の表示がされていない区域、道路の区間又は場所のものをいう。）の対象から除く車両は、次のとおりとする。

ア 急病人の搬送、防災等人の生命又は財産に係る緊急やむを得ない用務のため使用中

（当該用務に引き続き、車両の通行禁止の規制がされている道路をやむを得ず通行するための使用を含む。イ、ウ及びオにおいて同じ。）の車両

イ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため警察車両に誘導されている車両

ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は政治活動に使用する自動車で、当該選挙運動又は政治活動のため使用中のもの

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両で当該運行系統に属して使用中のもの

オ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する通行禁止除外指定車標章（別記第1号様式）を掲出しているもの

(ア) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両

(イ) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両

(ウ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

(エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。）が使用中の一般廃棄物の収集専用車両

- (オ) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、電報の配達のため使用中の車両
  - (カ) 道路及び道路の附属物並びに信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両
  - (キ) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両
  - (ク) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
  - (ケ) 執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両
  - (コ) 国又は地方公共団体の車両で、その職員が緊急かつ広域にわたり通行を禁止されている道路を通行しなければならない公益上必要な用務のため使用中のもの
- (4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合は、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。）は、次のとおりとする。
- ア 令第13条第1項各号に掲げる自動車で、同項各号に規定する用務のため使用中のもの
  - イ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両
  - ウ 人の生命又は身体に危害の生ずるおそれがある緊急の事態における関係者に対する警告のため使用中の車両
  - エ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため現に停止を求められている車両
  - オ 令第14条の2各号に掲げる自動車で、道路及び道路附属物の維持管理のため使用中のもの
  - カ 公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、街頭演説又は街頭政談演説のため使用中のもの
  - キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の2）を掲出しているもの
    - (ア) 専ら郵便法に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両
    - (イ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、臨検検査のため使用中の車両
    - (ウ) 狂犬病予防法に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両
    - (エ) 道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
    - (オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。）が使用中の一般廃棄物の収集専用車両
    - (カ) 電気通信事業法に基づき、電報の配達のため使用中の車両
    - (キ) 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、国又は地方公共団体の職員が公害調査のため使用中の車両
    - (ク) 信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両

- (ケ) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両
- (コ) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
- (サ) 急病者等に対する医師又は歯科医師の緊急往診又は緊急手当のため使用中の車両
- (シ) 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両
- (ス) 市町村長と歯科医師会会長との歯科訪問治療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両
- (セ) 執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両

ク 次に掲げる者が現に使用中の車両（（オ）に掲げる者に係るものにあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に使用中のものに限る。）で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（（ア）から（エ）までに掲げる者に係るものにあつては別記第1号様式の3、（オ）に掲げる者に係るものにあつては別記第1号様式の4）を掲出しているもの（公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章に相当する標章を掲出しているものを含む。）

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの
- (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの
- (ウ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号）第3・1（1）に定める重度の障害を有するもの
- (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (オ) 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日児発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中の色素性乾皮症に係る者に限る。）

2 県内に住所若しくは事務所を有する者又は県外に住所若しくは事務所を有する者であつて県内で用務を行おうとするもの（前項第4号クに係る駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者にあつては、県内に住所を有する者に限る。）が次の各号に掲げる標章の交付を受けようとするときは、当該各号に定める申請書2通を県内に住所又は事務所を有する者にあつては住所地又は事務所の所在地を管轄する署長を、県外に住所又は事務所を有する者で県内で用務を行おうとするものにあつては県内の最寄りの署長を経て公安委

員会に提出しなければならない。

- (1) 通行禁止除外指定車標章 通行禁止除外指定車標章交付申請書（別記第1号様式の5）
  - (2) 駐車禁止除外指定車標章 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（前項第4号キに係るものにあつては別記第1号様式の6、同号クに係るものにあつては別記第1号様式の7）
- 3 公安委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、第1項第3号オに係るものにあつては同号オに掲げる車両、同項第4号キに係るものにあつては同号キに掲げる車両、同号クに係るものにあつては同号クに掲げる者に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）を交付しなければならない。
- 4 前項の規定により交付された標章は、車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。この場合において、第1項第4号キ又は同号クに係るものにあつては、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を駐車禁止除外指定車標章とともに掲出しなければならない。
- 5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。
  - (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
  - (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。
- 6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。
- 7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。
- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
  - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。
  - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

（署長の行なう交通の規制）

第3条 法第5条第1項の規定により署長に委任する交通の規制は、令第3条の2第1項各号に規定するものとする。

（信号に用いる灯火）

第3条の2 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 色 赤色、白色又は淡黄色
- (2) 光度 夜間100メートルの距離から確認できる性能を有するもの

（通行の禁止された道路を通行させる事情）

第3条の3 令第6条第3号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める事情は、対象区域又は区間内に起点又は終点を有するもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するために使用される車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの
- (2) 冠婚葬祭等社会慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの
- (3) 業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの  
(標章の交付)

第3条の4 署長は、法第8条第2項の規定により通行を禁止した道路の通行の許可をしたときは、同条第3項に規定する許可証のほかに次の各号に掲げる標章を交付するものとする。

- (1) 歩行者用道路については、歩行者用道路通行許可車標章（別記第1号様式の8）
- (2) 前号に規定する以外の道路については、通行禁止道路通行許可車標章（別記第1号様式の9）

## 第2章 車両の交通方法 (緊急自動車等の指定等)

第4条 令第13条第1項及び令第14条の2第2号の規定により公安委員会の指定を受けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書（別記第2号様式）1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標又は車両番号標」という。）等を確認できるもの
- (2) 指定を受けようとする自動車の自動車検査証の写し

2 公安委員会は、前項の申請に基づき指定をしたときは、申請者に緊急自動車指定書（別記第2号様式の2）又は道路維持作業用自動車指定書（別記第2号様式の3）（以下「指定書」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により指定書の交付を受けた者は、当該指定に係る自動車に当該指定書を備え付けておかなければならない。

(緊急自動車等の届出等)

第4条の2 令第13条第1項及び令第14条の2第1号の規定により公安委員会に届けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書（別記第2号様式の4）1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 届け出ようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、自動車登録番号標又は車両番号標等を確認できるもの
- (2) 届け出ようとする自動車の自動車検査証の写し

2 公安委員会は、前項の届出に基づき届出を確認したときは、届出者に緊急自動車届出確認書（別記第2号様式の5）又は道路維持作業用自動車届出確認書（別記第2号様式の6）（以下「届出確認書」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により届出確認書の交付を受けた者は、当該届出に係る自動車に当該届出確認書を備え付けておかなければならない。

(指定書等の再交付、返納及び記載事項変更)

第4条の3 指定書又は届出確認書（以下「指定書等」という。）の交付を受けた者は、指

定書等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、指定書・届出確認書再交付申請書（別記第3号様式）により公安委員会に指定書等の再交付を申請することができる。

2 指定書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定書・届出確認書返納届（別記第3号様式の2）に指定書等（亡失したときは、発見した指定書等）を添えて速やかに公安委員会に返納しなければならない。

（1） 当該指定又は届出に係る自動車を緊急自動車又は道路維持作業用自動車として使用しなくなったとき。

（2） 指定書等の再交付を受けた後において亡失した指定書等が発見したとき。

3 指定書等の交付を受けた者は、指定書等の記載事項について変更が生じたときは、指定書・届出確認書記載事項変更届（別記第3号様式の3）により速やかに公安委員会に届け出なければならない。

（指定の審査、届出の確認及び再交付等）

第4条の4 第4条の規定による緊急自動車等の指定の審査、前条の規定による届出の確認及び前条の規定による指定書等の再交付等に関する事務は、別に千葉県警察本部長が定める。

（署長の駐車許可）

第5条 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第45条第1項の規定による許可をするものとする。

（1） 駐車に係る日時が、次に該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

（2） 駐車に係る場所が、次に該当するものであること。

ア 停車及び駐車に関する規制のうち、駐車禁止の規制のみが実施されている場所（駐車する余地が無い場所及び放置駐車となる場合にあつては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

（3） 駐車に係る用務が、次に該当するものであること。

ア 公共交通機関等を利用した交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

（4） 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ ア以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内

2 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第49条の5の規定による許可をするものとする。



- (1) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
  - (2) 駐車に係る場所及び方法が、次に該当するものであること。
    - ア 時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
    - イ 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。
  - (3) 駐車に係る用務が、次に該当するものであること。
    - ア 公共交通機関等を利用した交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
    - イ 時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
    - ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
  - (4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
    - ア 重量又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
    - イ ア以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内
- 3 前各項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記第4号様式）2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。
  - 4 署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
  - 5 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証（別記第4号様式）を交付しなければならない。
  - 6 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可に係る場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。

（放置違反金の納付命令）

第5条の2 法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付を命令するときは、放置違反金納付命令書（別記第4号様式の2）により行うものとする。

2 法第51条の4第5項に規定する放置違反金の納期限は、放置違反金納付命令書の発付の日から14日以内の日とする。ただし、当該納期限が次の各号に掲げる日（以下「休日等」という。）に当たる場合にあつては、その日後において最も近い休日等でない日を納期限とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
- (3) 12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）

（弁明書等の提出）

第5条の2の2 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書（別記第4号様式の2の2）により行うものとする。

2 法第51条の4第6項に規定する弁明書及び有利な証拠の提出期限は、弁明通知書発付の日から14日以内の日とする。ただし、当該提出期限が休日等に当たる場合にあつて

は、その日後において最も近い休日等でない日を提出期限とする。

(放置違反金の督促)

第5条の2の3 法第51条の4第13項の規定による督促は、納期限経過後20日以内に督促状(別記第4号様式の2の3)により行うものとする。

2 法第51条の4第13項に規定する納付すべき期限の指定は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、当該期限が休日等に当たる場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日を期限とする。

(放置違反金の延滞金)

第5条の2の4 放置違反金について法第51条の4第13項の規定による督促をした場合は、次の各号に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

(1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納期限までに納付できなかつたとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納期限までに納付することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定による延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。

(滞納処分)

第5条の2の5 法第51条の4第14項の規定による放置違反金及び延滞金の徴収は、警察職員の中から指定した者に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定を受けた警察職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証(別記第4号様式の2の4)を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(確認事務に関する登録の申請等)

第5条の2の6 法第51条の8第1項の登録を受けようとする法人は、確認事務に関する登録・登録更新申請書(別記第4号様式の2の5)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者講習の受講の申込み)

第5条の3 法第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書(別記第4号様式の3)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の駐車監視員資格者講習受講申込書には、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)第7条第2項に規定する写真であつて、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けなければならない。

(駐車監視員資格者の認定の申請)

第5条の4 法第51条の13第1項第1号ロの規定による認定を受けようとする者は、駐

車監視員資格者認定申請書（別記第4号様式の4）を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の駐車監視員資格者認定申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真をはり付けなければならない。

（駐車監視員資格者講習修了証明書等の再交付の申請）

第5条の5 委託規則第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書又は委託規則第10条第4項に規定する認定書の再交付の申請を行おうとする者は、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（別記第4号様式の5）を公安委員会に提出しなければならない。

（駐車監視員資格者証の交付の申請）

第5条の6 法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証交付申請書（別記第4号様式の6）を公安委員会に提出しなければならない。

（駐車監視員資格者証の書換え交付の申請）

第5条の7 委託規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付の申請を行おうとする者は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（別記第4号様式の7）を公安委員会に提出しなければならない。

（駐車監視員資格者証の再交付の申請）

第5条の8 委託規則第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証再交付申請書（別記第4号様式の8）を公安委員会に提出しなければならない。

（軽車両の灯火）

第6条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両（そり及び車馬を除く。以下同じ。）がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる灯火を付けることを要しない。

- (1) 灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯
- (2) 灯光の色が橙色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる性能を有する尾灯

- 2 前項ただし書に規定する反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 軽車両に備え付けた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- (2) 反射光の色は、橙色又は赤色であること。

（自動車の積載物の高さの制限）

第6条の2 令第22条第3号ハに規定する公安委員会が定める自動車は別表第3に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは4.1メートルとする。

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第7条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は

積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載して軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪の自転車及び三輪の普通自転車にあつては、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させる場合

(イ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合

(ウ) 16歳以上の運転者が、6歳未満の者1人をひも等で確実に緊縛し背負っている場合（（イ）に該当する場合を除く。）

(エ) 二輪の自転車のうち、タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を後部の座席に乗車させる場合

イ 二輪の自転車及び三輪の普通自転車以外の軽車両にあつては、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

(2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える二輪の自転車にあつては30キログラムを、リヤカーを牽（けん）引する場合におけるその牽（けん）引されるリヤカー又は三輪の自転車については120キログラムを、それぞれ超えないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては、1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。）にあつては、750キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車（以下「荷車」という。）にあつては、450キログラムを超えないこと。

(3) 積載物の大きさの制限は、次に掲げる長さ、幅及び高さのいずれをも超えないものとする。

ア 長さ 自転車及び荷車にあつては、その積載装置（リヤカーを牽（けん）引する自転車にあつては、その牽（けん）引されるリヤカーの積載装置。以下この条において同じ。）の長さに0.3メートルを加えたもの、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの

イ 幅 積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの。ただし、普通自転車にあつては、全幅が0.6メートルを超えないこと。

ウ 高さ 3メートル（自転車にあつては1.5メートル、大車及び荷車にあつては2メートル）からその積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載物の積載の方法は、次のとおりとする。

ア 長さ 軽車両の積載装置又は乗車装置の前後から前号アに掲げる長さを超えてはみ出さないこと。

イ 幅 軽車両の積載装置又は乗車装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さない

こと。

(自動車以外の車両の牽(けん)引制限)

第8条 法第60条の規定により自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、次の各号に定める場合を除き、他の車両を牽(けん)引してはならない。

(1) 牽(けん)引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車で、牽(けん)引されるための装置を有するリヤカー1台を牽(けん)引するとき。

(2) 原動機付自転車で、故障その他の理由により牽(けん)引することがやむを得ない原動機付自転車(以下「故障車」という。)1台を次に定めるところにより牽(けん)引するとき。

ア 牽(けん)引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等(以下「ロープ等」という。)によつて確実につなぐこと。

イ 故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。

ウ 牽(けん)引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。

エ 故障車を牽(けん)引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

### 第3章 運転者の遵守事項

(運転者の遵守事項)

第9条 法第71条第6号に規定する車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自転車は、完全な機能を有する警音器を備え付けたものを運転すること。

(2) 法第52条第1項前段に規定する灯火以外の灯火(いわゆる作業灯、マーカーランプ等をいう。)の点灯は、他の交通の妨害とならないようにすること。

(3) 車体には、他の交通の妨害となるような方法で鎖その他の物を付け、又は貨物等を車体外につり下げないこと。

(4) 大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)に他人を乗車させて運転するときは、その者を乗車装置にまたがらせること。

(5) 車両(軽車両を除く。)を運転するときは、げたその他運転を誤まるおそれのあるはき物をはかないこと。

(6) 積雪又は凍結によりすべろおそれのある道路において自動車を運転するときは、タイヤ・チェーンをとりつける等すべり止めの措置を講ずること。

(7) 車両を運転するときは、音量を上げ音楽を聴く等安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態にしないこと。

(8) 普通自動二輪車(原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。)又は原動機付自転車(法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。)(以下この号において「原動機付自転車等」という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された

番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

- (9) 自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下又は定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (10) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。
- (11) 傘を差し、手に物を持ち、物をつぐなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で車両（車室を備えているものを除く。）を運転しないこと。
- (12) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置等を手で保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

### 第3章の2 安全運転管理者等

（選任の届出等）

第9条の2 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式）又は副安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式の2）2通に、次の各号に掲げる書面を添えて公安委員会に提出して行うものとする。

- (1) 安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書（別記第5号様式の2の2）又は第9条の5第2項に規定する教習修了証明書若しくは安全運転管理者等資格認定書を、副安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書又は副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書（別記第5号様式の3）若しくは第9条の5第2項に規定する安全運転管理者等資格認定書
- (2) 住民票の写し又は法第92条第1項に規定する運転免許証の写し

2 公安委員会は、前項に規定する届出を受理したときは、安全運転管理者証（別記第5号様式の4）又は副安全運転管理者証（別記第5号様式の4の2）を交付するものとする。  
（記載事項の変更届出）

第9条の3 前条第1項の規定により安全運転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書を提出した自動車の使用者は、同条第1項の届出書の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更を生じた日から15日以内に安全運転管理者に関する届出書及び副安全運転管理者に関する届出書各2通を、変更したことを証明する書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 自動車の使用の本拠の事業所名及び所在地
- (2) 安全運転管理者等の氏名及び職務上の地位
- (3) 使用の本拠における自動車の台数

（安全運転管理者等の解任命令）

第9条の4 法第74条の3第6項の規定による解任の命令は、安全運転管理者等解任命令書（別記第5号様式の5）を使用者に交付して行うものとする。

（運転の管理に関する教習等）

第9条の5 施行規則第9条の9に規定する公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習又は資格認定を受けようとする者は、教習申請書（別記第5号様式の6）又は安全運

転管理者等資格認定申請書（別記第5号様式の7）2通を提出し、公安委員会に申請しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項に規定する教習を修了した者又は資格認定を受けた者に対し、教習修了証明書（別記第5号様式の8）又は安全運転管理者等資格認定書（別記第5号様式の9）を交付するものとする。

（安全運転管理者等の受講）

第9条の6 法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等に対する講習の通知を受けたときは、安全運転管理者等は、安全運転管理者等講習受講書（別記第5号様式の10）を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、第1項に規定する講習を終了した者に対し、当該講習を終了したことの証明をするものとする。

#### 第4章 道路の使用等

（道路における禁止行為）

第10条 法第76条第4項第7号による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交通のひんぱんな道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。
- (2) みだりに、交通の妨害となるように道路に泥土、汚水、ごみ、くず等をまき、又は捨てること。
- (3) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- (4) 交通のひんぱんな道路において、たき火をすること。
- (5) 牛、馬、やぎ等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (6) 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと。
- (7) 車両の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
- (8) 交通ひんぱんな道路において広告又は宣伝のため、文書、図画その他の物を散布すること。
- (9) 進行中の車両から、みだりに身体の一部又は物件を出すこと。
- (10) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹その他これらに類するものを使用すること。
- (11) 道路において、車両から鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを突き出し、又は振り回すこと。

（道路の使用の許可）

第11条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第5号から第9号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにするものを除く。）とする。

- (1) 道路に、みこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、パレード、集団行進（学生、生徒等の遠足、修学旅行の隊列又は冠婚葬祭による行列を除く。）その他これらに類する催物をする事

- (4) 交通の頻繁な道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (5) 交通の頻繁な道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
- (6) 交通の頻繁な道路において広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような特異な装飾、その他の装いをし、又は拡声器、ラジオ等を備えつけて放送しながら通行すること。
- (7) 道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (8) 道路において、人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (9) 交通の頻繁な道路において広告又は宣伝のため、文書、図画、その他の物を通行する者に交付すること。
- (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

## 第5章 運転免許

### 第12条 削除

(試験場の場所)

第13条 施行規則第22条第1項の規定による免許試験の場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課
- (2) 千葉県警察本部交通部運転免許本部流山運転免許センター
- (3) 免許を受けようとする者（法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に限る。）の住所地を管轄する警察署
- (4) 前各号のほか、公安委員会の指定する場所

(試験車の指定及び解除)

第14条 公安委員会は施行規則第24条第7項の規定による免許試験のため使用する自動車（以下「試験車」という。）の指定は、試験車指定書（別記第7号様式）を交付して行い、試験車の指定解除したときは、試験車指定解除通知書（別記第8号様式）により通知して行うものとする。

(試験の順序等)

第15条 免許試験は、次の各号に掲げる順序により行うものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる試験については、その順序を変更することができる。

- (1) 適性試験
- (2) 学科試験
- (3) 技能試験

(試験結果の発表)

第16条 免許試験の合格者の発表は、施行当日試験を行つた場所において行うものとする。



る。

(適性検査の受検命令等)

第17条 法第90条第8項及び第103条第6項の規定による適性検査の受検の命令又は診断書の提出の命令は、適性検査受検命令書(別記第9号様式)又は診断書提出命令書(別記第9号様式の2)により行うものとする。

(合格決定の取り消しの通知等)

第18条 法第97条の3第1項又は第3項の規定による合格決定取り消し又は受験停止の通知は、運転免許試験合格決定取消・受験停止通知書(別記第10号様式)によつて行う。

(申請用写真を添付しないことができる場合)

第18条の2 法第104条の4第1項後段の規定による申出並びに施行規則第29条第1項及び第29条の2第2項に規定する申請書には、次の各号に掲げる場合を除き、申請用写真の添付を要しない。

- (1) 第2条第4項の規定により、免許証の更新申請又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出する場合
- (2) 第2条第5項の規定により、免許証の更新申請(優良運転者に係るものに限る。)又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出する場合

2 施行規則第21条第2項に規定する再交付申請書を運転免許課長等を経て公安委員会に提出する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は法第93条の2の規定による記録を毀損したときは、この限りでない。

- (1) 免許証の記載事項の変更届出をするとき。
- (2) 施行規則第21条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(臨時適性検査の通知等)

第19条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、臨時適性検査通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

2 法第102条第1項から第3項までの規定による医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書(別記第11号様式の2)により行うものとする。

(運転経歴証明書の申請等)

第19条の2 証明書の交付申請、証明書の記載事項の変更届出及び証明書の再交付申請は、運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書(別記第11号様式の3)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 証明書の交付申請をしようとする者が自ら現に受けている免許に係る免許証を提示して免許の取消し申請を行うと同時に、前項に規定する運転経歴証明書交付申請書を運転免許課長等を経て提出した場合は、当該運転経歴証明書交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。

3 第1項の運転経歴証明書再交付申請書を運転免許課長等を経て提出する場合において、施行規則第30条の13第1項第2号から第5号までに該当するときは、当該運転経歴証明書再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、この限りでない。

4 公安委員会は、第1項に規定する運転経歴証明書交付・再交付申請書を受理したときは、運転経歴証明書を交付し、又は再交付するものとする。

(特定講習)

第20条 法第108条の4第2項に規定する特定講習（以下「特定講習」という。）の申出をしようとする者は、取消処分者講習受講申請書（別記第12号様式）又は初心運転者講習受講申請書（別記第13号様式）を公安委員会（法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う場合は当該指定講習機関）に提出しなければならない。

2 前項の取消処分者講習受講申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真2枚を添付しなければならない。

(講習)

第20条の2 施行規則第38条第3項第1号の規定による申出をしようとする者は、当該申出に係る免許の効力の停止の通知をうけた後速やかに、講習申出書（別記第14号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

## 第6章 指定自動車教習所

(施設等の検査)

第21条 公安委員会は、自動車教習所の指定申請があつたときは、その管理に属する警察職員に当該教習所が令及び施行規則に定める基準に適合するかどうかを検査させるものとする。

(技能検定の立会い)

第22条 公安委員会は、指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）において管理者が技能検定を実施するときは、当該警察職員を立ち合わせることができる。

(定期検査等)

第23条 公安委員会は、前2条に定めるほか、指定教習所の適正な管理及び教習効果の向上を図るため、当該警察職員を定期又は臨時に派遣して検査を行わせるものとする。

## 第24条及び第25条 削除

(指定教習所職員に対する講習)

第25条の2 法第108条の2第1項第9号の規定による指定教習所の職員に対する講習は、公安委員会の指定する場所において行うものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する講習を修了した者に対し、講習を修了したことの証明をするものとする。

## 第7章 指定講習機関

(指定申請等)

第26条 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定規則」という。）第1条の規定による指定を受けようとする者は、指定講習機関指定申請書（別記第15号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の指定は、指定講習機関指定書（別記第16号様式）を交付して行うものとする。

3 指定講習機関は、指定規則第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を変更しようとするとき又は指定規則第2条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があつたときは、公示事項等変更届出書（別記第17号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

(講習業務規程の認可申請等)

第27条 指定講習機関は、指定規則第9条第1項に規定する講習業務規程の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書(別記第18号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

2 指定講習機関は、指定規則第9条第2項に規定する講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、講習業務規程変更認可申請書(別記第19号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

(資格審査)

第28条 公安委員会は、指定規則第5条第5号に規定する運転適性指導又は指定規則第7条第5号に規定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査(以下「資格審査」という。)に合格した者に対し、運転適性指導員・運転習熟指導員審査合格証(別記第20号様式)を交付するものとする。

2 前項の資格審査に関する事務は、別に千葉県警察本部長が定める。

(特定講習指導員に対する講習)

第29条 指定規則第17条に規定する講習は、公安委員会が実施日時、場所等を指定して行うものとする。

(検査等)

第30条 第21条から第23条までの規定は、指定講習機関について準用する。この場合において、第21条中「令及び施行規則」とあるのは、「法及び指定規則」と、第22条中「管理者が技能検定を実施するとき」とあるのは、「当該指定講習機関が特定講習を実施するとき」と、第23条中「適正な管理及び教習効果の向上」とあるのは、「適正な運営及び講習効果の向上」と読み替えるものとする。

(特定講習指導員の解任命令)

第31条 法第108条の5第3項の規定による解任の命令は、運転適正(習熟)指導員解任命令書(別記第21号様式)により行うものとする。

(適合措置命令等)

第32条 法第108条の8第1項又は第2項の規定による措置等を命ずるときは、適合措置命令書(別記第22号様式)を交付して行うものとする。

(講習の休廃止)

第33条 指定講習機関は、指定規則第14条第1項の規定による特定講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、講習休廃止許可申請書(別記第23号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第34条 法第108条の11第1項又は第2項の規定による指定の取消しは、指定講習機関指定取消通知書(別記第24号様式)を交付して行うものとする。

## 第8章 雑則

(高速自動車国道等における権限)

第35条 法第114条の3に規定する高速自動車国道等における交通警察の事務を処理する警視以上の警察官は、当該高速自動車国道等を担当する千葉県警察本部交通部高速道路交通警察隊長(以下「隊長」という。)とする。

2 前項に規定する隊長の権限は、法の規定により署長の権限に属する事務とする。

(地域交通安全活動推進委員協議会の区域)

第36条 法第108条の30第1項に規定する地域交通安全活動推進委員協議会の区域は、千葉県警察基本条例(昭和29年千葉県条例第25号)別表第1に掲げる警察署の管轄区域とする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第37条 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。)第13条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

(1) トラックフォーマットについては、日本産業規格X6225に規定する方式

(2) ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X0605に規定する方式

(3) 文字の符号化表現については、日本産業規格X0208附属書1に規定する方式

3 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本産業規格X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 認定規則第13条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

(1) 提出者の名称

(2) 提出年月日

※表、様式は省略

## 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)

(臨時適性検査等)

第百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査等を受けた者で当該認知機能検査等の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの(以下この条において「基準該当者」という。)が第八十九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 この条(第五項を除く。)の規定による適性検査(第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。)を受け、又はこの項から第四項までの規定により診断書(同項に規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。)を提出したとき。

二 認知機能検査等を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

三 認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2 公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当

者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

- 一 当該認知機能検査等を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
  - 二 次項の規定による適性検査を受け、又は同項の規定により診断書を提出することとされているとき。
- 3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。
  - 4 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。
  - 5 第一項から前項までに定めるもののほか、公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、免許を受けた者について、臨時に適性検査を行うことができる。
  - 6 公安委員会は、第一項から前項までの規定により適性検査を行おうとするときは、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。
  - 7 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。
  - 8 前各項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(指定講習機関)

第百八条の四 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

- 一 第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。） 自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（以下「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（第三号及び次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実にを行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

- 二 初心運転者講習 自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者（同条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実にを行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。
- 三 若年運転者講習 運転適性指導員が置かれていることその他若年運転者講習を適正かつ確実にを行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。
- 2 前項の規定による指定は、取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習（以下「特定講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。
  - 一 一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者
  - 二 第百八条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
  - 三 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - 四 法人で、その役員のうち前号に該当する者があるもの
- 4 公安委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定講習を行わないことができる。

## 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）

（課程の区分）

第一条 道路交通法（以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者等教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（第四条第三項第一号において「普通自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの
- 二 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車（以下「二輪車」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの
- 三 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの（課程の基準）

第四条 法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 2 第一条第三号に掲げる課程に係る法第百八条の三十二の二第一項第三号ロの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第三号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

(電磁的記録媒体による手続)

第十三条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、公安委員会が定めるところにより、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第三号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

## 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）

(方法の基準)

第四条 第一条第一号に掲げる方法に係る法第八十条の三十二の三第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第一号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

2 第一条第二号に掲げる方法に係る法第八十条の三十二の三第一項第三号ロの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第二号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

(電磁的記録媒体による手続)

第十四条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、公安委員会が定めるところにより、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。